

第3号 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

③ 随意契約

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。この方法は、一般競争入札又は指名競争入札に比し更に手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知の上選定することができる。反面、いったんその運用を誤ると相手方が固定化し、しかも、契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失するおそれがあるといった短所もある。

随意契約が許される9つの場合が、法施行令第167条の2にあげられている。

法施行令第167条の2（一部抜粋）

1. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が施行令の定める一定の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
2. 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
3. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ契約、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
4. 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れ契約をするとき。
5. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6. 競争入札に付することが不利と認められるとき。
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
8. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
9. 落札者が契約を締結しないとき。

(2) 入札に関する近時の立法及び兵庫県の基本方針

兵庫県においては、入札・契約制度について一層の透明性・公平性・競争性を確保するため、平成5年度から検討を始め、この間、大規模工事における一般競争入札や公募型指名競争入札の導入、入札参加者選定要綱等関係規程の改正・公表、工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行などのほか、平成13年度からは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行が実施されるに伴い、年間の発注の見通しや指名選定理由の公表制度を導入し、それ以降も下記のように順次、改善策を実施してきたところである。

① 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に係る改善状況

入札制度については、上記の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行により、(a) 透明性の確保、(b) 公正な競争の促進、(c) 適正な施工の確保、(d) 不正行為の排除の徹底、の4つの観点から、地方自治体を含む公的機関の入札・契約事務を改善させることとされている。この適正化法を受けて県でも入札・契約事務手続の改善を進められているが、直近の状況は下記のとおりである（なお、適正化法及び適正化指針の措置状況調査については直近の平成16年度の調査がまだなされていないとのことなので、平成15年度版（国土交通省、総務省、財務省平成16年10月15日、一部抜粋）に対して県に直近の状況の回答を求めた）。

調査項目	必須／努力 (注1)	兵庫県 (注2)	導入済 都道府県	備考
入札制度全般				
一般競争入札の採用	努力	○	47/47	24.3億円以上の工事を対象 5億円以上24.3億円未満の工事を対象 (注5)
公募型指名競争入札の採用	〃	○	39/47	
工事希望型指名競争入札の導入	〃	×	7/47	
電子入札システムの導入	〃	○	20/47	
入札時VE(注3)の導入	〃	○	20/47	
契約時VEの導入	〃	○	29/47	
設計・施工一括発注方式の導入	〃	○	12/47	
透明性の確保				
発注見通しの公表	必須	○	47/47	
一般競争入札参加資格の公表	〃	○	47/47	
指名競争入札参加資格の公表	〃	○	47/47	
入札者・入札金額の公表	〃	○	47/47	
落札者・落札金額の公表	〃	○	47/47	
競争参加者の客観点数の公表	努力	○	45/47	
競争参加者の主観点数の公表	〃	○	37/47	
予定価格(注6)の公表	〃	事後	(注4)	
第三者機関等の設置	〃	○	47/47	
適正な施工の確保				
低入札価格調査制度(注7)の採用	努力	○	47/47	1億円以上の工事を対象
最低制限価格制度(注8)の採用	〃	○	42/47	1億円未満の工事を対象(随意契約は除く)
施工体制台帳の写しの提出	必須	○	47/47	
工事の監督基準の公表	努力	×	34/47	
工事の検査基準の公表	〃	×	39/47	
不正行為の排除の徹底				
談合と疑うに足る事実の公正取引委員会への通知	必須	○	47/47	
一括下請負等の建設業法違反と疑うに足る事実の国土交通大臣への通知	〃	○	47/47	
指名停止基準の策定及び公表	努力	○	47/47	
談合情報を得た場合等の取扱要領の公表	〃	○	43/47	

(注1) 「必須」：適正化法・適正化指針により発注者に対し公表または措置が義務付けられている事項

「努力」：適正化指針により公表又は措置に努力することが求められている事項

(注2) ○：県で採用している事項 ×：県で採用していない事項

(注3) バリュー・エンジニアリングの略称である。

(注4) 事前公表が21、事前・事後併用が21、事後公表が5都道府県

(注5) 一般土木、アスファルト舗装、造園工事は3億円以上の工事が対象

(注6) 予定価格とは、当該工事において県が契約を締結することのできる上限価格である。予定価格は、工事業者が工事設計書通りの工事を確実に履行することを前提として、ほとんどの工事において設計価格に近い金額で決定されている。開札の結果、全ての札が予定価格を上回ると、再度入札が行われる。そして再度入札によっても予定価格を上回った場合には、入札参加者の中から希望者を募り、希望者がある場合には見積書の提出を受け、予定価格よりも低い価格によって随意契約が締結される。ただし応札価格によっては入札を打ち切り、業者を入れ替えて新たに入札手続に入る場合もある。

(注7) 低入札価格調査制度とは、最低価格を提示した入札参加者の示した入札価格が、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準価格を下回っている場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を実施したうえで改めて受注者を決定する制度である。この制度が導入される前においては、契約内容に適合した工事が履行されないおそれのある価格として最低制限価格を設定し、これを下回る価格を提示した業者は失格とされていた。しかし、低入札価格調査制度によると、調査基準価格を下回る金額を提示したとしても直ちには失格とされ